

## パリルートによる外国出願（特許）

例

0（優先日） 国内出願

1 2 ヶ月 外国出願（翻訳文提出）

例）米国（英語）

欧州（英語）

韓国（韓国語）

中国（中国語）

（ ）：出願人による手続き）

特徴

優先日から 1 2 ヶ月以内に、外国出願手続きを完了させる必要がある。

各国別の言語で各国毎に出願手続きを行う必要がある。

出願を希望する国が決定しているのであれば、早期に出願手続きを行うことができる。

## P C T を利用した外国出願（特許）

例

0（優先日）	国内出願
12ヶ月	国際出願
15ヶ月頃	国際調査報告・国際調査機関の見解書
17ヶ月頃	19条補正 * 任意の手続き
18ヶ月	国際公開
22ヶ月	国際予備審査請求・34条補正 * 任意の手続き
28ヶ月	特許性に関する国際予備報告
30ヶ月	国内段階移行（翻訳文提出） 例）米国（英語） 欧州（英語） 韓国（韓国語） 中国（中国語）

（ ）：出願人による手続き

特徴

優先日から30ヶ月以内に、外国出願手続き（国内段階移行手続き）を完了させる必要がある。

1つの言語で1つの国際出願をすれば、全PCT締約国に出願したものとみなされる。

先行技術調査結果である国際調査報告等を参考に、外国への出願を検討することができる。